

地域金融機関の職員様向けニュースレター

NEWS LETTER

2014.3. Vol.49

顧客相談 サポート通信

発行：◎行政書士 銚立 榮一朗事務所
〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-5-101
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『相続税申告期限が迫った遺産整理業務案件』
- ・スタッフの募集について
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 榮一朗事務所
Change&Revival 株式会社
代表 銚立 榮一朗

事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引主任者
ビジネス法務エキスパート®

1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：キャンプ、登山、サッカー
事務所代表者ブログを執筆中！

刺激をシェアしよう！ [検索](#)

<ごあいさつ>

こんにちは、銚立です。

一昨年に事務所を移転して以来、当事務所（当社）にとって次なる目標であったフタツフの採用。今月ようやくその受入れ体制が整いました。

ハード面では、専用デスクとPC（Windows7）、昼休みに使える休憩スペース（応接兼）、電子レンジ等を整備。ソフト面では、社会保険を完備しました。

当面は、①アシスタントスタッフ、②財産コンサルタント候補を募集していく予定です。

お心当たりがありましたら是非お問い合わせください！



★ぜひ営業店の皆様でご利用ください。

<サポート事例>

『相続税申告期限が迫った遺産整理業務案件』

今回は、相続税申告期限が迫った遺産整理業務案件をご紹介します。

同居していた母上の相続が発生してから8ヶ月が経過した後も、仕事が忙しく、なかなか手続きを進めずにおられた三男のS.H様。

初めて面談をさせていただいたときは、まだ相続財産がどのくらいあるのかまったく分からず、相続税申告が必要かどうかよく分からない様子でした。（※相続税申告期限は、相続発生後10ヵ月以内）

そこで当事務所では、まず戸籍等の収集、財産

調査（不動産、預貯金、有価証券、ゴルフ会員権、生前贈与等）を実施。

相続税の申告が必要と判明したため、申告についてはパートナー税理士を手配しました。また、遺産分割協議書を作成し、預貯金の解約手続きをサポートしたほか、不動産登記はパートナー司法書士と連携し、相続手続きをトータルでサポートさせていただきました。

<お客様の声>

■「やはりプロに任せることは大事なこと」（遺産整理業務 杉並区 S.H様 58歳）

つづき↓

<サポート事例>

——当初、どのようなことでお困りだったのですか？

父の相続の時は、手続きのことはすべて兄に任せていたので、今回、(同居していた)母が亡くなり、今後の動きがよく分からない状況でした。

そこで母の口座があった信用金庫に、とりあえず預金残高を確認しようと電話したところ、担当の方が親切に相談に乗って下さって。その後、最初に支店に行ったときに、担当の方から銚立さんを紹介していただきました。

——何が決め手となって、業務を依頼しましたか？

自分では何もできないので、もう専門家にお願いするしかないなど。

お会いしたときに良さそうな人だと思って依頼させていただきました。

——実際に業務を依頼されてみていかがでしたか？

ほっとしました。本当に良くやってくれて助かりました。自分でやるには難しいですね。私なんかは世間知らずですし、やはりプロに任せることは大事なことだと思いました。

知人で困っている人がいたら銚立さんを紹介しします。

<スタッフの募集について>

<募集概要>

■アシスタントスタッフ

- ・コミュニケーションを取ることが好きな方(相手の立場に身を置ける方)
- ・コンサルティング分野の仕事(相談・ヒアリング、調査・分析、提案・実施等)に関心をお持ちの方
- ・自分の専門分野を見つけたい、または、自分の知らない世界を知って見識を広げたい、など向上心のある方

※仕事の内容は、当初は電話の対応、郵送物の発送手配、PC作業などがメインとなります。
※給与体系は応相談、社保完備

■財産コンサルタント候補

- ・財産(不動産)コンサルティング業務に関心のある方
 - ・親族間の不動産売買案件
 - ・相続・事業承継・事業再生に起因する不動産売却案件
 - ・底地・借地の売買案件
 - ・経営者、地主様の不動産有効活用案件 他
- ・宅地建物取引主任者の資格保有者

※給与体系は応相談、社保完備

詳しくは、当事務所 web サイトをご覧ください！
→ <http://www.hokodate-jimusyo.com/>

<編集後記>

昨年購入後、10回ほど使っただけで放置していたルームランナーを、先日久々に復活させました。糖質制限ダイエットのお蔭で現在も体重61.5kg前後をキープしていますが、やはり継続的な運動も必要。せっかく上位機種を購入したのに、最近は忙しさにかまけてまったく使っていませんでした。理想は毎日使うことですが、当面は土日に各30分間、必ず使うことにしようと思います。

行政書士 銚立榮一郎事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いしております。

<主要業務>

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナー等の講師
についてもお気軽にご相談ください。

- 財産の問題で困っているお客様がいる
- 経営の問題で困っているお客様がいる
- お客様の問題を解決して、融資につなげたい

お気軽に
ご連絡ください!

行政書士
銚立榮一郎事務所
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE
Change&Revival 株式会社
宅地建物取引業免許 東京都知事(1)第94647号

〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-5-101

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >> **銚立 事務所** **検索**

相談業務に役立つ小冊子
『間違いのない遺言書
の書き方 5つのチェック
ポイント』
無料進呈中

※営業店異動の際は、お手数ですが当事務所までお知らせ頂ければ幸いです。